

**令和 8 年度
草津市営墓地 空き墓所**

使用者募集案内

草津市生活安心課

1. 墓地の名称および位置

名称	位置
草津市営墓地	草津市東草津四丁目 6 9 0 番 1
	草津市追分三丁目 1 1 2 番 5

2. 募集する墓所および永代使用料等

N o	墓所番号	面積 (㎡)	永代使用料	管理料 (年間)
1	A 3 7 1	3. 5 7	4 2 8, 4 0 0 円	2, 5 0 0 円
2	B 0 7 5	4. 0	4 8 0, 0 0 0 円	
3	B 0 9 4	4. 0	4 8 0, 0 0 0 円	
4	B 1 0 5	4. 0	4 8 0, 0 0 0 円	
5	C 1 4 0	1. 5	1 8 0, 0 0 0 円	
6	C 1 6 3	4. 0	4 8 0, 0 0 0 円	
7	C 1 8 1	1. 6 9	2 0 2, 8 0 0 円	

※ 各墓所の位置については、別添位置図参照

※ 墓石等の建立費用や、墓所内の工事費用などについては、全額を使用者の方に負担いただくことになり、永代使用料および管理料には含まれていません。

3. 申込対象者

次の条件をすべて満たしている方が、申込対象者となります。

- ① 令和 8 年 8 月 1 日時点で、草津市内に継続して 1 年以上住所を有している（住民票が本市にある）人
- ② 市税を完納している人（納期未到来分を除く）
- ③ 現在、市営墓地を使用している人が世帯の中にいない人
※ 1 世帯で複数の墓所を使用することはできません。
- ④ 市営墓地を既に使用している親族等から、承継予定のない人
※ 「承継」とは、使用者が死亡された場合等に伴い、墓所使用権を引き継ぎ、墓所の名義を変更することです。
- ⑤ 使用決定後、市の指定する日（令和 8 年 9 月 1 1 日）までに永代使用料および管理料を一括納付できる人
※ 永代使用料の支払いは一回限りで、管理料については毎年納付してください。
- ⑥ 使用許可後、3 年以内に施設の使用設備（墓碑や囲障等）を設置できる人
- ⑦ 墓所内の草刈り、清掃等の管理が適正にできる人

【注意事項】

- ※ 申込みは、1世帯につき1墓所のみです。（1世帯で複数墓所への申込みが明らかになった場合は、全ての申込みを無効とします。）
- ※ 使用許可日が令和8年10月1日となりますので、令和8年10月1日までに市外へ転出された場合、墓所使用予定者および墓所使用予定候補者の決定は取り消されますのでご了承ください。
- ※ 申込後、申込者や申込墓所の変更は一切できません。（申込期間中でも不可）
- ※ 申込者が墓所の「使用者」となります。
- ※ 未成年の方は申込みができません。（ただし、他に祭祀を主宰する方がいない場合は後見人と連署で申込みができます。）
- ※ 申込手続きには、申込者ご本人もしくは同一世帯の方がお越しく下さい。それ以外の方が来られる場合は、委任状が必要です。
- ※ 申込者は、他の申込者の代理人となることはできません。
- ※ 法人での申込みや、石材業者等による申込みの代行はできません。
- ※ 市では、石材業者の指定はしておりません。
- ※ 市営墓地に関する業者等の商行為については、市とは一切関係がありません。

4. 募集中の墓所の現地確認

今回の募集は、新たに造成したものではなく、いわゆる空き墓所です。対象となる墓所の位置や向き、形状などもさまざまとなっています。申込後の墓所の変更はできませんので、あらかじめ、実際の墓所を確認して申込墓所（位置）を決定してください。

- ※ 対象の区画には、目印を設置しており、自由に現地確認ができます。
- ※ お車でお越しの際は、墓地に併設されている駐車場もしくは第2駐車場をご利用ください。市営火葬場敷地内の駐車場の利用はご遠慮ください。

5. 応募方法

- ① 受付日時 令和8年8月3日(月)～令和8年8月14日(金)
9:00～16:45（土・日曜日・祝日除く）
 - ② 受付場所 市役所1階 生活安心課（14番窓口）※郵送不可
 - ③ 必要書類 以下の書類等を提出してください。（コピーでの提出は不可）
 - 市営墓地使用許可申請書
 - 世帯全員の住民票の写し
（令和8年5月1日以降に発行されたもの）
（続柄の記載は要、本籍地の記載は不要、コンビニでの交付も可能）
- ※ 提出いただいた書類等は返却いたしません。

※ 申込みを行うことをもって、本募集案内の内容を了承されたものとみなします。

※ 希望する墓所を指定していただき、墓所ごとに申込受付をします。

- ・ 申込み受付の際、抽選会への参加を希望される方には、8月26日(水)開催の抽選会に使用する「抽選番号案内カード」をお渡しします。
(抽選会への参加を希望されない場合は、市職員が代わりにくじを引きます。) なお、抽選番号案内カードの再発行はできませんので、必ず当日まで保管してください。

※ 後日、抽選会の開催案内はいたしませんのでご注意ください。

6. 公開抽選会と今後の手続き

① 開催日時 **令和8年8月26日(水)**

【受付】 10:00～10:30

【抽選会】 10:30～12:00 (予定)

※ 公開抽選【自由参加型】とします。抽選会への参加・不参加は、当選・落選には関係ありません。

※ 抽選会への参加を希望される場合、当日は申込者本人がご出席ください。(なるべく申込者本人のみの出席をお願いします。)

※ 必ず上記の受付時間内にお越しいただき、受付をお済ませください。

※ 抽選会への参加を希望されたにも関わらず、受付時間終了時に会場に入室されていない場合は欠席の扱いとし、市職員が代わりにくじを引きます。

※ 抽選対象となる墓所(2名以上の申込みがあった墓所)の数に応じて、抽選会の終了時間が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 抽選会への参加を希望されない場合は、市職員が代わりにくじを引きます。

※ 市職員がくじを引く場合は、抽選会に参加いただいた方の後になります。

② 会場 **市役所1階 101会議室**

※ お車でお越しの際は、市役所の平面駐車場もしくは立体駐車場をご利用ください。

③ 持ち物

・ 「**抽選番号案内カード**」

・ **本人確認書類(運転免許証、保険証等)**

※ やむを得ず、代理人が出席される場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものをご持参ください。

代理人は、複数の申込者の代理人となることはできません。

④ 抽選方法

- ・ 抽選を行うこととなる墓所の墓所番号が小さいものから順次、抽選（くじ）を行います。
- ・ くじを引く順番は墓所ごとの申請書の提出順とします。（申込時にお渡しする「抽選番号案内カード」に記載の抽選番号順となります。）
- ・ 抽選会への参加を希望されない方の墓所については、市職員がくじを引きます。

ただし、市職員がくじを引く順番は、申請書の順番と関係なく抽選会参加者の次にさせていただくため、御留意ください。

- ・ 墓所使用予定者および次点者（補欠者）を決定いたします。

⑤ 抽選結果

- ・ 当選された方を対象に、抽選会当日、「当選決定書」あるいは「次点決定書」を交付いたします。（抽選会当日に参加されなかった方は、翌日以降に発送いたします。）
- ・ 当選者には使用予定墓所に応じた永代使用料および管理料の納付書を交付いたします。

⑥ 当選後の手続き

- ・ 当選者（墓所使用予定者）は、以下の手続きを令和8年9月11日（金）までに行ってください。

※ 期限までに手続きがなされなかった場合は、辞退されたものとみなしますのでご注意ください。

- ・ 永代使用料および管理料の納付（領収書の写しを提示）
- ・ 納税証明書（令和7年度）の提出
- ・ 市営墓地使用にあたっての現況届の提出
- ・ 市営墓地注意事項確認書の提出
- ・ 市営墓地管理料口座振替依頼書の提出（希望者のみ）

⑦ 市営墓地使用許可証の交付（令和8年10月1日以降）

- ・ 当選手続きの確認後、市営墓地使用許可証を交付（郵送）いたします。
- ・ 市営墓地使用許可証の交付以降、墓所が使用可能になります。

7. 墓所の使用にあたっての注意事項

① 使用許可後の注意事項

- ・ 使用許可を受けたときは、3年以内に「市営墓地内工事着手届」を提出し、施設の使用設備（墓碑や囲障等）を設置してください。また、墓所の境界線に石またはコンクリート等で区画を明確にしてください。

- ・ 使用する墓所を常に清掃し、使用する墓所内の墓碑類や樹木、雑草等が他人の使用する墓所や通路、参道等に影響を及ぼす恐れがある場合は、ただちに必要な措置を講じてください。
- ・ 毎年、定められた管理料を納付してください。

② 墓所の使用制限

- ・ 墓碑の高さは、基礎コンクリートから2m以内としてください。
- ・ 囲障設備の高さは、基礎コンクリートから20cm以内としてください。
- ・ 玉垣の高さは基礎コンクリートから50cm以内としてください。
- ・ 囲障設備の高さを超える盛土をしないでください。
- ・ 墓碑等は、囲障設備内に設置してください。

※ 使用制限の詳細な内容については、墓所使用予定者に改めて通知します。

③ 納骨する場合

- ・ 「火葬許可証」または「改葬許可証」と「市営墓地使用許可証」を添えて、「草津市営墓地埋蔵（納骨）改葬届出書」を提出してください。

④ 使用者が亡くなった場合

- ・ 速やかに、新たに墓所の使用者となる人（承継者）を決定し、必要な書類を添えて「市営墓地使用権承継許可申請書」を提出してください。

⑤ 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- ・ 許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- ・ 使用権を譲渡し、または墓所を転貸したとき。
- ・ 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- ・ 許可を受けた日から使用設備を設置しないで3年を経過したとき。
- ・ 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れたとき。
- ・ 法令または、「草津市営墓地条例」、「草津市営墓地条例施行規則」に違反し、もしくは市長の指示に従わないとき。

⑥ その他

- ・ 使用許可が取り消された場合または、墓所を使用しなくなって返還する場合は、原状復旧してから返還しなければなりません。（原状復旧の費用は使用者の負担となります。）
- ・ 墓所の返還にあたり、既納の永代使用料および管理料は還付いたしません。（ただし、許可を受けてから3年未満に墓所を原状復旧して返還されたときは永代使用料の2分の1を還付いたしますが、上記⑤の使用許可の取消しが原因で墓所の返還をされた場合、既納の永代使用料は還付いたしません。）

8. 市営墓地の使用にあたっての注意事項

- ① 市営墓地には公衆衛生上、死体を埋葬することはできません。
- ② お供え物（飲食物類）は必ず持ち帰り、市営墓地内には捨てないでください。
- ③ 市営墓地内のごみ箱を利用される場合、ごみを袋に入れて捨ててください。なお、燃えるごみ専用ですので、ビン・缶・ペットボトルおよび陶器類のごみは捨てないでお持ち帰りください。
- ④ 備え付けの水桶やひしゃく等を使用した後は、必ず元の場所に戻してください。
- ⑤ 自己所有以外のものを破損、滅失させたときは、自己の責任において原状復旧してください。

9. 草津市営墓地条例（抜粋）

第4条 市営墓地内の墓所は、墳墓の造営または碑石、形像類を建設する目的以外に使用することはできない。

第6条 墓所を使用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。

第8条 墓所の永代使用料は、1平方メートルにつき、120,000円とする。

第9条 使用料は、使用許可の際徴収するものとする。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用の許可を受けた者が許可の日から3年未満に第14条の規定により墓所を原状に復して返還したときは、既納の使用料の2分の1の額を還付する。

第10条 墓所の使用者は、墓所に通じる通路、広場等の清掃その他市営墓地の管理のために必要な経費として、管理料を納付しなければならない。

2 管理料は、墓所1区画につき年額2,500円とする。

3 前項の年額を算出する場合において、墓所の使用に係る年数に1年未満の端数がある場合は1年に切り上げるものとする。

第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- (2) 使用権を譲渡し、または墓所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
- (4) 許可を受けた日から使用設備をしないで3年を経過したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れたとき。
- (6) この条例またはこれに基づく規則に違反し、または市長の指示に従わないとき。

第14条 使用者は、墓所が不要になったときは、これを原状に復し、市長に返還しなければならない。

10. 草津市営墓地条例施行規則（抜粋）

第3条 墓所の使用許可を受けようとする者は、市営墓地使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

第5条 市長は、第3条の申請に基づき申請者が使用する墓所を決定する。この場合において、同一墓所について申請者が2人以上あるときは、抽選により当該墓所の使用者を決定する。

第6条 市長は、墓所の使用を許可するときは、市営墓地使用許可証を交付するものとする。

第8条 使用者は、許可証の交付を受けたときは、速やかに墓所の境界線に石またはコンクリートその他これらに類する資材を用いて区画を明確にしなければならない。

第9条 使用者は、墓所に墓碑、碑石または形像類およびこれらに付属する工作物を新設、改修、模様替えもしくは移転または植樹等をしようとするときは、市営墓地内工事着手届に許可証、図面等を添えて市長に届け出て、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の工事が完了したときは、市営墓地内工事完了届を市長に提出しなければならない。

第10条 市長は、前条第1項の規定により届出があった場合において、管理上必要と認めたときは、工作物その他の施設に制限または条件を付けることができる。

第15条 墓所を返還しようとする者は、使用許可証を添えて市営墓地返還届を市長に提出しなければならない。

第16条 使用者が焼骨を埋蔵し、または改葬をしようとするときは、市営墓地埋蔵（納骨）改葬等届出書に次に掲げる書類を添えて市長に届けなければならない。

(1) 火葬許可証または改葬許可証

(2) 使用許可証

第17条 使用者は、常に墓所の清掃と尊厳維持に努めなければならない。

2 前項の規定に反するような事態が発生した場合、使用者は速やかに修復その他必要な措置をしなければならない。

第18条 使用者が公共物および他人の施設物に損傷を与えたときは、速やかに市長に報告するとともに、これを原状に回復しなければならない。

【 申請書記載例 】

様式第1号(第3条関係)

提出日を記入してください。

市 営 墓 地 使 用 許 可 申 請 書

令和8年 ○月 ○日

草津市長 様

墓所の使用者となる方の
情報を記入してください。
※変更不可

申請者 住所 草津市草津三丁目13-30

氏名 草津 太郎

電話 077-561-2340

申請者の住所が市外である場合は市内に住所を有する管理人が必要です。

管理人 住所

氏名

申請者との関係 ()

申込される墓所の番号を
記入してください。
※変更不可

申込される墓所の
永代使用料を記入してください。

次のとおり使用したいので許可くださるよう申請します。

墓 地 名	草津市営墓地	使 用 料	円
種 別	墓 所	管 理 料	2,500円
位 置	—	添付書類	住民票の写し
面 積	m ²	摘 要	

以下は、記入しないでください。

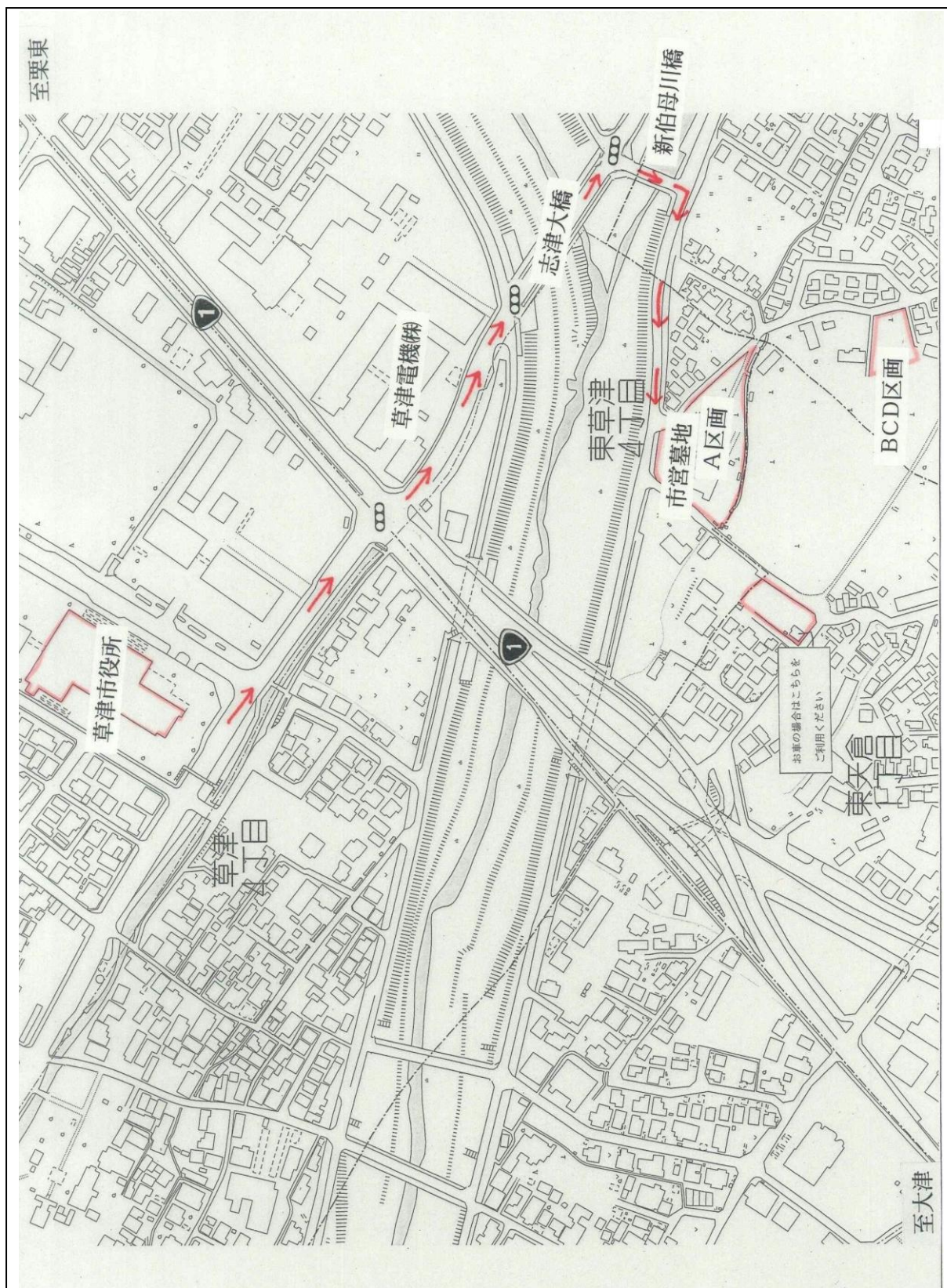
申込される墓所の面積を
記入してください。

使用料内訳	(基本料)	円	(合計)
	(市外増料)	円	円

受 付	年 月 日
決 裁	年 月 日
許 可	年 月 日
第 号	

課長	係長	担当者	所属員

市営墓地への行き方



【問い合わせ先】

草津市役所 生活安心課 市民生活係（1階 14番窓口）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2340

FAX：077-561-2479

E-mail：seikatsu@city.kusatsu.lg.jp